

3年を経過した裁判員制度

< 3年を経過した裁判員制度 >

第1 裁判員法施行3年を迎えて

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、「裁判員法」といいます。）が、平成21年5月21日に施行されてから、3年を経過しました。以下、私なりの裁判員制度に関する感想を述べさせていただきます。

第2 裁判員裁判とは

まずは、裁判員裁判というものを、簡単におさらいします。

裁判員裁判とは、職業裁判官と市民から選ばれた裁判員とが一緒になって、事実認定をし、有罪か無罪かを決定し、有罪の場合にはその量刑も決める刑事裁判のことになります。裁判員は、裁判官と一緒に、同じ立場で、被告人を裁くことになります。

全ての刑事事件が裁判員裁判となるわけではありません。裁判員裁判の対象となる事件は、重大な事件に限られています。それは、①法定刑が死刑または無期懲役にあたる犯罪の事件（裁判員法2条1項1号）と、②故意の犯罪行為により被害者を死亡させた犯罪の事件（裁判員法2条1項2号）となっています。

前者（①）の具体例としては、殺人罪・強盗致傷罪・強姦致傷罪などが典型です。実は、通貨偽造罪というのもこれに当たります。出来心でお札を1枚コピーした場合も、裁判員裁判になってしまうのです。

後者（②）の具体例は、傷害致死罪となります。

第3 この3年間における裁判員裁判

日本全国で、平成24年1月末日までに終了した裁判員裁判は、3,343件とのこと（最高裁判所発表）。札幌地方裁判所については、平成24年3月末日段階で、82件の裁判員裁判が行われ、約670人の方が裁判員もしくは補充裁判員になったと聞いております。

札幌地方裁判所管内の有権者数からすると、まだ約0.02%の方しか裁判員等を経験したことがない、ということになります。

第4 施行後3年を経て

1 評価の視点をどうとらえるか

「評価」という作業は非常に難しく、何について、どのような視点で評価すべきかについては、様々な見解があり得るところです。私の個人的な考えは、次の通りとなります。裁判員裁判は刑事事件ですから、裁かれる人、すなわち被告人が主役であるべきです。したがって、裁判員裁判を評価するにあたっては、主役である被告人にとってどうなのか、という視点からまず考えるべきなのではないでしょうか。裁かれる被告人を抜きして制度を語ることは、お造りに例えるならば、お刺身を抜きにして、皿や醤油やツマを語るのと一緒だと思います。

ただ、裁判員制度は、裁判員を抜きにしては運用できない制度である以上、裁判員の視点も忘れることはできないことは当然ですが、被告人のことを忘れてはいけません。

裁判員制度が始まって以降のマスコミ報道は、いずれも裁判員ばかりに焦点を当てており、肝心の被告人を置き去りにしていると思わざるをえません。

2 評価すべき点

全くの私見になることを前提にお読みください。

被告人の視点からすると、評価すべきは、無罪率が高くなった、ということでしょう。

昔の裁判官だけの裁判の時は絶望的な無罪率でした。これまでは、いくら被告人が無罪を主張しても、ほとんど相手にされることはありませんでした。

それが、裁判員裁判になってから、裁判員裁判における無罪率は、0.3%にまで跳ね上がりました（跳ね上がっても0.3%ですが...）。

これは、今までの職業裁判官だと有罪にしていたものが、「市民の一般的な感覚からしたら無罪だ」ということになっているのだと思います。

3 改善すべき点

(1) これも私見であることを前提にお読みください。裁判員制度は、改善すべき点は数多くあると思います。敢えて、ひとつに絞るとするならば、私は、「期間が長すぎる」という点にあると思っています。

被告人は逮捕されてから早くて約13日後、遅くて約23日後に起訴されます。ここまでは、裁判官のみの裁判と裁判員裁判とで変わることはありません。

その後に、裁判員裁判の場合、公判前整理手続きというものが行われます。これは、争点と証拠を絞るための手続です。裁判員に裁判の内容を分かってもらうために、争点や証拠を絞るという手続を行うのです。これに、非常に時間がかかっています。最高裁のデータによると、平均で5.6ヶ月かかっているということです。事件によっては、争点や証拠が複雑なため、1年以上もこの手続に時間を要することがあります。

この公判前整理手続が終わってから、やっと裁判員候補者に呼

出状が送られることとなります。規則上、呼出状は、公判期日の6週間以上前に送らなければならないということになっているため、ここでも少なくとも6週間もの時間を要することとなります。

つまり、逮捕されてから公判期日が始まるまでに、平均して8ヶ月くらいかかっているのです。

逮捕された被告人は、自分の処遇が決まるまでに、8ヶ月もの長期間、待たされることになるのです。「鉄は熱いうちに打て」という言葉がありますが、被告人の反省等にも影響が出てきてしまいます。また、目撃した証人等の記憶がどんどん曖昧になって行ってしまうという危険も生じてきてしまいます。今までの裁判では、自白事件の場合、逮捕されてから遅くとも3ヶ月以内に判決が下されていたことと比較すると、裁判員裁判に時間がかかりすぎているということがわかつています。

(2) 裁判員の視点から考えた場合、裁判員裁判に伴う大きな負担は、課題ではないでしょうか。

最高裁のデータによると、裁判員としての職務従事日数は、全国平均で4.6日ということです。ほぼ1週間、全てつぶれるということです。

これが否認事件ともなると、もっと長期間になります。埼玉地裁で行われた有名な事件では、36日公判がなされ、10日評議が行われたとのことで、裁判員裁判で拘束されたのは46日間ということになります。ただ、これは実際に裁判所に赴いた日数でしかないのです。土日や休日を入れたら、もっと長期間（1月10日から4月13日まで）、裁判員としての義務を果たしていたこととなります。

制度として、これだけの長期間の裁判があり得ることは予想されていたことですから、この制度を作った以上、裁判員には

相当の負担をしてもらうことは当然の前提となっていたはずで
す。しかし、それが社会全体として受け入れられなければこの
制度を維持することは難しいでしょう。

たとえ長期間であっても、裁判員として義務を果たすことは
当然のことであると個々人が考え、そのような裁判員を快く送
り出せる社会環境が醸成されることを祈るばかりです。

第4 裁判員裁判のこれから

裁判員裁判は、これまで比較的大きなトラブルもなく、行わ
れてきたのではないのでしょうか（この点は異論のある方もいら
っしゃることと思います）。私は、今後も、着実に実績が積み
上げられていくのではないかと思います。そして、少しずつ、
社会に浸透し、定着していくのではないかと思います。

ただ、現行の裁判員制度に全く問題がないわけではありません。
裁判員裁判を経験した法曹（裁判官・検察官・弁護士）及
び裁判員が、問題であると思う点を社会に向けて発信し、改善
していかなくてはなりません。

しかし、現状では、裁判員経験者には、一生、「守秘義務」と
いうものが課されております。この守秘義務が、裁判員経験者
がその経験を社会に発信することの足かせになっています。こ
れは由々しき事態です。経験した者だからこそ言えることとい
うのは必ずあり、それを未経験者が知ることによりよい制度に
つながっていくと思うからです。

裁判員裁判のこれからを考えたとき、裁判員経験者がいかに
その経験を社会に還元していくかが大事なのではないか、と思
っております。

第5 最後に

札幌弁護士会では、裁判員を経験された方の貴重な体験を募

集しています。

もし、身近な方で裁判員を経験された方がいらっしゃったら、是非、ご連絡いただけるようお伝え願いたいと思います。裁判員を経験された方でしか分からないこと等がありますので、それを今後の弁護活動や制度の改善に向けた活動に活かしていきたいと思っております。ご協力いただければ幸いです。